

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位：百万円)

団体名 那珂川町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,461	3,080	444	5,985

1. 一般会計等の財政状況

(単位：百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	9,531	8,785	746	705		9,091	
ケーブルテレビ事業特別会計	313	267	46	46		1,125	
一般会計等	9,704	8,911	793	752		10,216	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位：百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	2,176	2,018	158	158	312			
老人保健特別会計	8	8	0	0	1			
後期高齢者医療特別会計	147	145	2	2	54			
介護保険特別会計	1,297	1,223	74	74	248			
下水道事業特別会計	332	319	13	13	211	2,438	2,299	
農業集落排水事業特別会計	47	44	3	3	33	356	321	
簡易水道事業特別会計	244	228	16	14	68	500	181	
水道事業会計	236	210	26	116	64	1,120	122	法適用企業
公営企業会計等 計				380		4,414	2,923	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位：百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
栃木県市町村総合事務組合(一般会計)	13,729	13,667	62	62	1,355			
栃木県市町村総合事務組合(特別会計)	33	31	2	2	11			
栃木県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	2,578	2,567	11	11	991			
栃木県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	160,284	156,063	4,221	4,221	1,025			
南那須地区広域行政事務組合(一般会計)	1,870	1,759	111	111		1,013	361	
南那須地区広域行政事務組合(病院事業会計)	2,337	2,344	△7	854	386	1,887	118	法適用企業
一部事務組合等 計								

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位：百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
榑馬頭むらおこしセンター	11	105	17						
榑まほろばおがわ	3	98	20						
地方公社・第三セクター等 計			37						

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位：百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	848	1,152	304
減債基金	284	392	108
その他充当可能基金	2,581	2,376	△205
充当可能基金 計	3,713	3,920	207

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	10.41	12.56	2.15	△14.45	△20.00	下水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	16.15	18.93	2.78	△19.45	△40.00	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	12.7	12.0	△0.7	25.0	35.0	簡易水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	63.8	57.7	△6.1	350.0		水道事業会計	-	-	-
財政力指数	0.46	0.45	△0.01						
経常収支比率	89.4	86.6	△2.8						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。